

# 駐車監視員活動ガイドライン

平成23年10月1日改定

駐車監視員とは、警察署長の委託を受けた法人の下で、地域を巡回し、放置駐車車両の確認や確認標章の取付けなどの仕事を行う人のことであり、法律上の資格が必要とされています。  
(反則告知をしたり、金銭を徴収したりすることはありません。)

活動方針

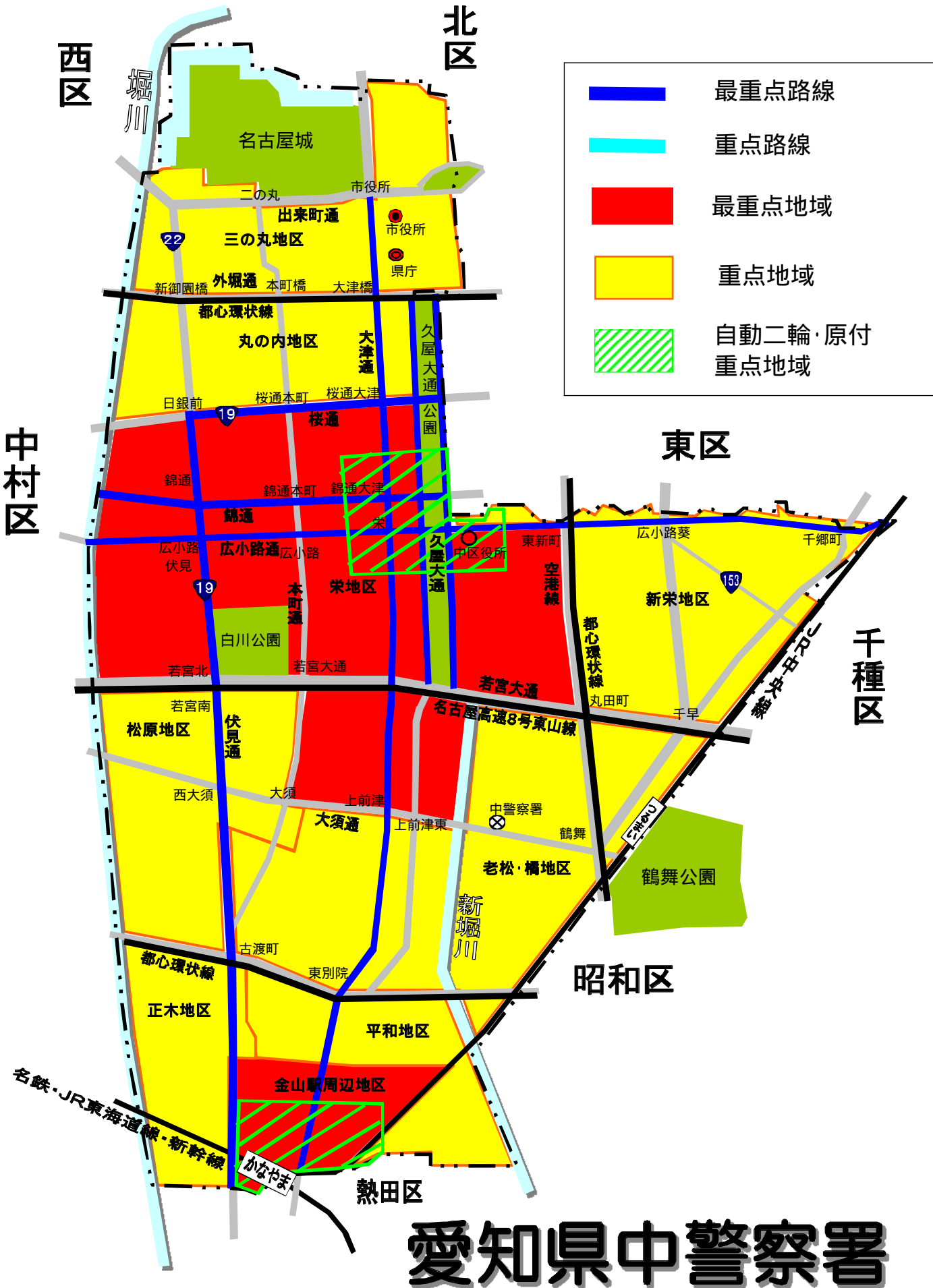
駐車監視員は、下記の路線、地域、時間帯を重点に巡回し、放置駐車車両の確認等を実施する。

重点路線	最重点路線		
	路線 (区間)		
	市道久屋大通線・東西線	(久屋橋交差点～矢場久屋交差点)	終日
	市道錦通線	(錦橋交差点～錦通久屋東交差点)	終日
	県道名古屋長久手線	(納屋橋交差点～千種橋交差点)	終日
	国道19号線	(金山新橋南交差点～桜通久屋東交差点)	終日
	市道大津通線	(桜通大津交差点～金山橋)	終日
重点路線	重点路線		
	路線 (区間)		
	市道大津通線	(市役所交差点～桜通大津交差点)	9時～22時

重点地域	最重点地域			
	地域 (町名)			
	栄地区	・錦二丁目～三丁目 ・栄二丁目～五丁目	終日	
		・錦一丁目 ・栄一丁目	9時～20時	
		・大須三丁目、四丁目		
	金山駅周辺地区	・金山一丁目～四丁目 ・金山町	8時～20時	
	重点地域	重点地域		
		地域 (町名)		
		丸の内地区	・丸の内二丁目、三丁目	9時～2時
			・丸の内一丁目	9時～20時
三の丸地区		・三の丸一丁目～四丁目 ・本丸 ・二の丸	7時～18時	
新栄地区		・新栄一丁目～三丁目 ・新栄町	9時～20時	
		・葵一丁目～三丁目 ・東桜二丁目		
老松・橘地区		・千代田一丁目～五丁目 ・橘一丁目、二丁目	9時～20時	
		・上前津一丁目、二丁目 ・富士見町・大井町		
平和地区		・伊勢山一丁目、二丁目 ・平和一丁目、二丁目	9時～20時	
正木地区	・金山五丁目			
	・正木一丁目～四丁目 ・古渡町	9時～20時		
松原地区	・大須一丁目、二丁目 ・松原一丁目～三丁目	9時～20時		
	・門前町			
自動二輪・原付重点地域	自動二輪・原付重点地域			
	地域 (町名)			
	地下鉄栄駅周辺地区	9時～18時		
金山総合駅周辺地区	9時～18時			

愛知県中警察署

# 駐車監視員活動ガイドライン



愛知県中警察署